

4月の保健目標  
自分の体を  
知ろう

# ほけんだより4月号

前津中学校 保健室  
令和7年4月7日  
No.1

今年も桜の花が春のスタートを告げ、新年度が始まりました。

さて、いよいよ学年が一つ上がりました。一人一人が持ち味を生かせる一年になるよう願っています。

みなさんのパワーが落ちてしまった時はサポートしますね！フレーフレー前津っ子！

養護教諭の

つうじまみこ  
通自真三子です♪

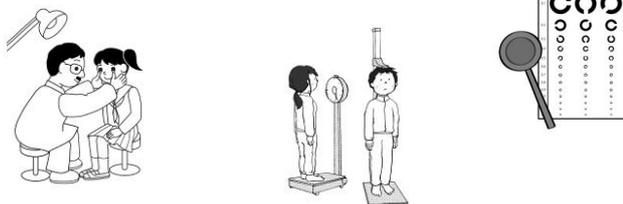
今年もみなさんの心と体のサポートをしていきます。よろしくね～～！！



## 4月の健康診断の予定

- 4/14 (月) 1限 身体測定 (全学年)
- 4/18 (金) 腎臓・糖尿病検診 (1回目)
- 4/23 (水) 13:15～ 内科健診 (1年)
- 4/30 (水) 13:15～ 内科健診 (3年)

**健康診断は自分の健康を振り返る絶好の機会です！この機会に自身の体の状態に興味を持ってみましょう。**



## 学校医の先生の紹介

【内科】

渡辺 吉博 先生(わたなベクリニック)

栄養の状態、皮膚の状態、貧血の有無、背骨の変形がないかどうかを調べます。

【眼科】

寺田 剛祥 先生(寺田眼科)

目の周りや結膜などに病気や異常がないか、色間違いをしていないかを調べます。

【耳鼻咽喉科】

服部 忠夫 先生(栄セントラル耳鼻科)

耳や鼻、のどの病気がないかを調べます。

【歯科】

大原 敏正 先生(大原歯科医院)

むし歯の有無、歯肉や歯並びの状態が良好であるかどうかを調べます。

【薬剤師】

武田 初実 先生(武田薬局)

学校の環境衛生について検査をします。

### 内科健診は、こんな風に行います！

検査・診察ではみなさんの現在、将来の健康を守るため、できる限り見落としをなくす必要があります。内科健診では必要に応じて、服をめくったり、服の下から聴診器を入れたりします。できるだけプライバシーに配慮して行いますが、服をめくる際に特別な配慮が必要な場合や、外部での受診を希望する場合はお知らせください。

## 前津中保健室ルール

[ 応急処置について ]

保健室は病院ではありませんので、応急処置のみを行います。処置は原則として初回のみです。湿布やガーゼの交換は自宅で行ってください。

[ 休養について ]

養護教諭や担任の先生などと相談の元、1時間に限り休養することができます。長時間の休養や病院受診の必要な状態の場合は、早退をすすめます。



[ 薬について ]

学校では内服薬(頭痛薬・腹痛止めなど)を与えることはできません。薬を飲む必要のある生徒は医師の診察を受け、処方された薬を持ってくるようにしてください。また、自分の薬を友人にあげることは危険ですので、絶対止めてください。

## 色覚特性について

友だちなどと目の前に見えるものについて話をしている時に「あれ、自分の見える色と違うな」と思ったこともあるかもしれません。

色の見え方には個人差があります。場合によっては、授業の一部が理解しづらいこともあります。

1年生に関しては、希望者は学校での眼科健診で受診することができます。

色の見え方で気になることがある場合は、学校へ相談してください。

## 女子生徒のみなさんへ

南校舎1階2階3階、北校舎2階、体育館棟1階の女子トイレに生理用品を設置しています。

原則は自分で持参します。しかし、手元にない時は自由に使ってもらってかまいません。残りが少なくなっていたら、通自先生に教えてください。

トイレのお掃除の生徒は、補充をよろしく願います。補充品は職員室へ入ってすぐのトイレトーパー置き場にあります。



## ～保護者様へ～

お子様の入学・進級おめでとうございます。何点かお伝えしたいことをまとめましたので、ご覧ください。

### 《独立行政法人日本スポーツ振興センターの利用方法》

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき、国・学校の設置者(名古屋市)・保護者の三者が経費負担する互助共済制度で、お子様が学校でけが等をした場合、災害共済給付を受けることができます。

- **給付対象**：学校管理下のけがで病院又は接骨院を受診し、医療費の総額が5000円以上の時に手続きができます。子ども医療費等を使用され、窓口負担のない場合も給付対象です。
  - **手続き**：給付手続きの際は学校から書類をお渡しします。養護教諭・担任・部活動顧問までご連絡ください。
  - **給付金**：給付決定後、保護者通知文をお渡しします。通知文のQRコードを読み取っていただき、給付金を受け取る口座を登録してください。給付金が口座に入金されるまで2～3か月かかります。
- ※ 子ども医療費助成制度を使用し、自己負担額が免除された場合は、医療費総額の1割が支給されます。  
⇒詳細は入学式・始業式配布の「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度のお知らせ」をご覧ください。

### 《学校感染症に伴う出席停止措置について》

法律で定められた「学校感染症」の対象となる場合、集団への感染を避けるために一定期間登校できなくなります。なお、この場合は「欠席」ではなく、「出席停止」扱いになります。医師により、学校感染症と診断された時は、速やかに学校へ連絡してください。

#### 主な疾病

インフルエンザ・・・発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで  
新型コロナウイルス感染症・・・発症後5日を経過し、症状軽快後1日経過するまで  
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・・・

耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで

### 《体調不良等による早退について》

保健室での休養は回復の見込みがある場合に限り、原則として1時間を目安にしています。長時間の休養や病院受診の必要性がある場合には、保護者様へご連絡をさせていただきます。生徒個票には、連絡をとれる番号を載せていただき、可能であれば留守番電話の設定もしていただけると嬉しいです。

なお、病院受診時に保護者の方がお越しになれない場合、一旦医療費全額を学校が仮払いすることが多いです。その場合、学校へ仮払い金をお支払いいただき、医療機関にて、保険証、子ども医療証等をご提出いただき、返金をいただく流れとなりますので、ご了承ください。